

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の
翌日)

目 次

◇ 規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規

◇ 告 示 自衛官の募集

新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

保険医等の登録

解除予定の保安林(三件)

土地改良区の解散

土地改良事業計画の適否の決定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画法第六十六条による告示

公有水面の埋立ての免許(二件)

証紙の小売りさばき人の指定

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十三号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表中第八号の項を第九号の項とし、第七号の項を第八号の項とし、第六号の項の次に次のように加える。

七 育成期間が一年以上三パーセント	二・八パーセント	三パーセント	三パーセント	二・八パーセント
であるふり、うなぎ、	サント	サント	サント	サント
たい、いしだい、あ				
じ、さけ、こい、真				
珠、真珠貝、かき、ほ				
たてがい、あわび、と				
こぶし、あかがい、う				
ばがい、すつぼん、ほ				
や、うに及びこんぶの				
種苗の購入又は育成に				
必要な資金				

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十九年度第二次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和四十九年七月一日から昭和四十九年九月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第六百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和四十九年六月十二日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
-----------------------------------	-------------

境港市外江町字外荒山一 六四三、一 六四四、一六六一、一 六六二の一、一六六三の一及び一六六三の二と一体をなす国有地、字内荒山一 六七九並びに一六六四の一、一六六四の二、一六六五、一 六六六の四、	二三、六六三・三九五 平方メートル
--	----------------------

一 六七八、一 六七九及び一 六八〇の一と一体をなす国有地並びに字油田二〇五六の四、二〇五八の五及び二〇五八の六地先

鳥取県告示第六百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	変更後の区域(昭和四十九年六月十二日現在の地番による。)
外江町字外荒山	外江町字外荒山の全域並びに字外荒山一 六四三、一 六四四、一 六六一、一 六六二の一、一 六六三の一及び一 六六三の二と一体をなす国有地地先五、二五八・〇九五平方メートル
外江町字内荒山	外江町字内荒山の全域並びに字内荒山一 六七九並びに一 六六四の一、一 六六四の二、一 六六五、一 六六六の四、一 六七八、一 六七九及び一 六八〇の一と一体をなす国有地地先一一、三〇九・五七〇平方メートル
外江町字油田	外江町字油田の全域並びに字油田二〇五六の四、二〇五八の五及び二〇五八の六地先七、〇九五・七三〇平方メートル

鳥取県告示第六百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
千 阪 正 則	鳥齒第三一九号	昭和四十九年七月六日
角 田 博	鳥齒第三二〇号	"
大 坪 夏 絵	鳥薬第二八三号	"

鳥取県告示第六百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡日南町下阿毘縁字中倉山一七一八、字立岩山一七二〇の一、一七二〇の二、字柳谷一七二一の一、一七二一の二(以上五筆について、

次の図に示す部分に限る。)、下阿尾縁字中倉山一七一九の六、一七一九の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田奥一八五四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字長者原一の七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称 事務所の所在地

六尾堰土地改良区 東伯郡大栄町瀬戸

由良町桜池 東伯郡大栄町由良宿

賀野村中谷 西伯郡会見町市山
 青谷町北河原 気高郡青谷町北河原

鳥取県告示第六百二十号

昭和四十九年六月二十四日付けで羽合町から申請のあつた土地改良(光吉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年七月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
羽合町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、倉吉市東鴨土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、

同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
共栄土地
 - 二 事業施行期間
昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年七月三十一日まで
 - 三 施行地区
- | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 倉吉市東鴨字城の腰、字東畑、字前奥津及び字中奥津以の各一部 | 倉吉市東鴨字城の腰、字東畑、字前奥津以、字中奥津及び字ヒハガ谷の各一部 |
- 四 土地区画整理事業の名称
倉吉市東鴨土地区画整理事業
 - 五 事務所の所在地
倉吉市堺町二丁目九五六番地
 - 六 施行認可の年月日
昭和四十八年十一月十三日
 - 七 変更認可の年月日
昭和四十九年七月十五日

鳥取県告示第六百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、東郷都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

昭和四十九年二月鳥取県告示第九号の事業地に東伯郡東郷町大字

藤津字コフワイ及び大字野花宇野花川地内を加える。

使用の部分

なし。

鳥取県告示第六百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定に

より告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和四十九年七月十九日

二 免許を受けた者の名称及び住所

淀江漁港管理者 鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一―四八番地先及び同町同大字字新

地畑六九〇―五番地先

四 埋立地の用途

物揚場及び野積場の造成のため

鳥取県告示第六百二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和四十九年七月十九日

二 免許を受けた者の名称及び住所

赤碓港港湾管理者 鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

東伯郡赤碓町大字赤碓字松ヶ谷一六九六一四、一七〇八一二、一七一五一一、一七二一一二及び一七三五一二四の地先

四 埋立地の用途

物揚場の造成のため

鳥取県告示第六百二十五号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十九年 七月十七日	三七一	米子市熊党 九七番地四	株式会社山 陰合同銀行 日野橋支店	米子市熊党 九七番地四